

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	重度心身障がい者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、重度心身障がい者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県小松島市長

## 公表日

平成28年9月26日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第9条)に基づき、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部助成を行っている。</p> <p>①受給者証申請の受付、審査、応答に関する事務 ②医療費支給等の助成に関する事務 ③受給者証の更新の申請等の受付、審査、応答に関する事務 ④資格内容の変更の届出の受付、審査、応答に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合(障がい者医療)システム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)

## 2. 特定個人情報ファイル名

障がい者医療費助成事務情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則、重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例、重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号、小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長	健康増進課長 田淵 恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒773-8501小松島市横須町1-1 小松島市 保健福祉部健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒773-8501小松島市横須町1-1 小松島市 総務部総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない